

令和6年度八幡市地域農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

八幡市は、京都と大阪の中間に位置し、大消費地に隣接するという立地条件を活かして、水稻・野菜・茶・果樹等を生産し、都市近郊複合経営の形態をとっている。

水田は全耕地面積の79%を占めるが、圃場整備率は55.5%と約半数に過ぎず、農家一戸当たりの水田面積は54.6aと零細で、かつ、分散保有形態であることと、担い手農家の不足や従事者の高齢化から、土地の高度利用や機械化等の地域的な取組が不十分な状況である。

担い手農家については、収益性の高い集約的農業への転換を一層促進するとともに、個別の担い手だけでなく生産組織への農地利用集積を通じてその育成を図っていくことが重要である。

このような状況の中、集落では就労者のサラリーマン化による専業農家の減少と兼業化が進み、集落としての組織機能の低下が危惧されている。

2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

収益力強化については、個人で生産物販売をしている生産者もあるが、高品質で収益性の高い生産を行うため、集団化した取組を推進していく。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

耕作放棄地が拡大しないように水田台帳等を用いて定期的に点検すると同時に、国や京都府から提供される米等の需給情報等を基に、需要に応じて特別栽培米や高収益なブランド京野菜を含む地域振興作物の作付けを推奨する等、水田の有効利用を推進していく。

地域における水稻作付け水田と転換作物作付け水田のブロックローテーションの構築については、八幡市での営農形態を踏まえると、極めて困難と思われるが、その可能性の検証を引き続き行っていく。

また、水稻(水張り)を組み入れない作付け体系が数年以上定着し、畠作物のみを生産し続けている水田がないか、今後も水稻作に活用される見込みがないか等の点検を行い、その結果を踏まえ、畠地化支援を活用した畠地化・団地化の取組を推進する。

4 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

安全・安心でおいしいお米を生産する等、化学成分由来の窒素が少ない肥料を使用し、適期に病害虫防除の為の薬剤散布を行い、また、その薬剤散布回数を定めるなど、こだわり米や特別栽培米の栽培条件に対応した作付けを推奨する。

(2) 非主食用米

加工用米や新規需要米、新市場開拓用米について、需要に応じて作付けを推進する。

(3) 高収益作物

八幡市域では、野菜の一大産地を目指し、ブランド京野菜を含む様々な野菜が栽培されており、なす、小松菜、きゅうり、ほうれん草、ねぎ、トマト、万願寺とうがらし、大豆、伏見とうがらし、かぼちゃ、いちご、はくさい、さといも、れんこん、ごぼう、えだ

まめ、ブロッコリー、オクラ、なばな(はなな)、えびいも、こかぶ、しそ、みず菜、だいこん、にんじんを中心に栽培面積の拡大を推進する。

さらに、ねぎ、小松菜、なす、トマト、きゅうり、ほうれん草、万願寺とうがらし、えびいも、みず菜、菊菜、はくさい、なばな(はなな)については、高収益品目として扱い手農家の積極的な面積拡大を支援するとともに、協同作業を進めながら農業機械や施設の共同利用を推進していく。また、大豆、伏見とうがらし、かぼちゃ、いちご、だいこん、にんじん、バラ、トルコギキョウについても地域で必要な品目として扱い手農家が栽培するのを支援する。

5 作物ごとの作付予定面積等 ~ 8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

別紙

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度(R5)作付面積等		当年度(R6)の作付予定面積等		令和8年度の作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	202.6		200.0		200.0	
備蓄米						
飼料用米						
米粉用米						
新市場開拓用米						
WCS用稻						
加工用米	0		0		0	
麦						
大豆	0.7		0.6		0.6	
飼料作物						
・子実用とうもろこし						
そば						
なたね						
地力増進作物						
高収益作物	69.5		68.4		68.7	
・野菜	66.6		65.1		65.3	
・花き・花木	1.7		1.7		1.8	
・果樹	1.2		1.6		1.6	
・その他の高収益作物						
その他						
・○○						
畑地化						

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理番号	対象作物	使途名	目標	前年度（実績）	目標値
1	野菜・花き (ねぎ、小松菜、なす、トマト、きゅうり、ほうれん草、万願寺とうがらし、伏見とうがらし、かぼちゃ、いちご、はくさい、さといも、れんこん、ごぼう、えだまめ、 ブロッコリー、オクラ、なばな(はなな)、えびいも、こかぶ、しそ、みず菜、菊菜、だいこん、にんじん、すいか、ピーマン、パプリカ、きやべつ、たまねぎ、じやがいも、さつまいも、レタス、青さやいんげん、さやえんどう、やまのいも、ながいも、シロナ、とうもろこし、ズッキーニ、かぶ、モロヘイヤ、みぶな、トルコギキョウ、キク、コギク、バラ、葉ボタン、菜の花、ユリ、ストック、ヒマワリ)	地域振興作物助成	作付面積の拡大	(令和5年度) 43.6ha	(令和8年度) 43.9ha

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名 : 京都府

協議会名 : 八幡市農業再生協議会

整理番号	使途 ※1	作期等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	地域振興作物助成	1	10,000	別紙のとおり	作付面積に応じて支援

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。

(別紙)

ねぎ	小松菜	なす	トマト	きゅうり	ほうれん草	万願寺とうがらし
伏見とうがらし	かぼちゃ	いちご	はくさい	さといも	れんこん	ごぼう
えだまめ	ブロッコリー	オクラ	なばな (はなな)	えびいも	こかぶ	しそ
みず菜	菊菜	だいこん	にんじん	すいか	ピーマン	パプリカ
きやべつ	たまねぎ	じやがいも	さつまいも	レタス	青さやいんげん	さやえんどう
やまのいも	ながいも	シロナ	とうもろこし	ズッキーニ	かぶ	モロヘイヤ
みぶな	トルコギキョウ	キク	コギク	バラ	葉ボタン	菜の花
ユリ	ストック	ヒマワリ				